法務省 再検討要請

管理番号	提案区分 区分	提案区分 分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 補足資料	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解 補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
69	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については，保育士登録を取り消し，その者に通知の上，保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし，刑の確定情報が速やかに提供されなければ，適切に保育士登録の取消等の事務ができない。 そのため，平成28年国会答弁における厚生労働省局長答弁に関する検討を早期に進め，取消等の対象となる事案を把握できる仕組みを早急に構築すること。	平成28年1月，本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁固以上の刑が確定すれば，保育士登録を取り消す必要があるため，逮捕後の情報収集を行ったが，情報を容易に入手できないことから，新聞報道等により探知し，本籍地を調査，本籍地の市区町長へ犯歴情報を照会した上で，取消処分を行った。 平成28年11月，神奈川県では過去に強制わいせつ罪で実刑判決を受けていたにもかかわらず，保育士登録が取り消されていなかった保育士が逮捕される事案が発生した。欠格事由に該当した場合，保育士は登録を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが，当該事例では届出がされていなかった。 神奈川県での事件を受け，平成28年11月17日の（参）厚生労働委員会では，再発防止策についての質問がされ，欠格事由に該当する場合の都道府県知事への届出の徹底を周知すること，及び保育士の犯歴情報を把握するため，法務省の犯歴情報との突合が考えられるが，実効性のある対策を講ずることができるのか，関係省庁と連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが，その後の検討状況について周知がされておらず，今後，類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。 取消事案を新聞報道等でしか把握できない現状において，都道府県が同法に規定する処分を行うため，保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は，合理的ではなく，また，都道府県及び各市区町村における作業が膨大になることから，都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し，適切に取消ができるようにする必要がある。	欠格事由に該当する保育士の登録の取消を行うことにより，適切な事務の確保及び保育士制度の対する保護者を始めとした国民の信頼確保につながる。	児童福祉法第18条の5及19，児童福祉法施行令第19条，児童福祉法施行規則第6条の34	法務省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	－	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県	○本件で保育士登録を行い他県で保育士として勤務していた者が逮捕されるという案件があった際に、他県に新聞記事等の情報提供してもらったが、情報収集に手間取るとともに、欠格事項に該当するかどうかの判断に必要な犯歴照会を検察庁に行うには保育士本人からの請求が必要であり、個人情報の収集に苦慮している。 ○平成27年12月認可外保育所において死亡事故が発生し、平成28年10月に当時勤務していた保育士が逮捕される事例があった。調査により当該保育士が平成22年に児童への強制わいせつの罪で禁固以上の刑に処されていたことが判明した。当時は他都道府県で勤務していたこと、事件の性質上報道がまったくなかったことから、本県で情報収集することができなかった。刑の全容を把握した時点（平成28年3月）で刑の執行終了から2年を経過していたため、取消の要件（法第18条の19第1項）から外れていた。刑の確定情報を速やかに入手することは保育士登録制度において重要である。保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対して一律に犯歴照会を行う方法は、本県だけでも保育士登録者が9万人以上いることを考えても、合理的ではなく、都道府県及び各市区町村における作業が膨大になる。より簡潔な方法で都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要がある。 ○本県においても平成28年度に同様の取消し事例があり、事実の確認に多大な負担が生じたことから同様の支障事例が生じている。 ○本自治体においても、欠格事由に該当する保育士の情報は、新聞報道等でしか把握できず、取消対象となる保育士の情報が的確に把握できているとは言えない状況にある。 ○平成27年度に本自治体においても取消事案が発生したが、刑の確定情報の把握が困難であった。 ○事案が発生した場合、現在報道により状況を把握せざるを得ず、対処すべき事案を見落とす危険性も高い状況であり、適切な情報の把握ができる仕組みの構築が急務である。	厚生労働省の回答につき意見なし。	保育士登録の取消しに係る事務の運用については，保育士登録の情報と法務省の犯歴情報とを突合した上で，取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど，地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し，早期に対応方法を示していただきたい。	－	【静岡県】 関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。	－	－		
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第7条に規定する保護申請者に，成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	成年被後見人（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者）は，十分な判断能力がなく，自身の生活困窮状態を自覚していなかったり，保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。 成年後見人は，成年被後見人に代わって財産行為をし，その生活状況を最も把握しているにもかかわらず，現状，成年被後見人について保護申請をすることができない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって，成年後見人の権限・職責を考慮するならば，成年後見人が保護申請をすることができるとしても，本人の意思に基づいた申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また，生活保護法第81条において，生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けるならば，保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 なお，上述の支障については，生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが，「急迫した状況にある」とは認められない場合も多く，上記の支障は解消しきれない。	成年後見人による申請を認めることで，はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され，急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。 また実施機関においても生活状況の把握，財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問9－2	法務省、厚生労働省	岐阜市	－	日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、岡山県、北九州市、雲仙市、熊本市、大分県	○精神障がいまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同伴し生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がなく、国は代理人による保護申請はなじまないと解していることから、実施機関としては当該要保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。 ○保護は、申請に基いて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断するべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合については、代理人による保護申請の検討も必要と考える。 成年後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るため、家庭裁判所が成年後見人を選任することとなっているが、その成年後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行うことができるといったことを鑑みれば、成年後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱がなされることは想定しにくい。このことから、生活保護について、成年後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。 ○成年後見人からの申請について、当市の場合は急迫した状況にない事例だけではあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところは扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になく、扶養義務者がいない場合は当然に考えられること、また、成年後見人の職責からしても申請者に加えることは適当であると考えます。	○　生活保護制度は最後のセーフティネットとして最低限度の生活を保障するものであるが、同時に被保護者には、資産や年金等の他法による給付や稼働収入等あらゆるものを活用することを求め、それでもなお、最低限度の生活を維持できない場合に保護を行うものである。 ○　このため、生活保護法においては、年金や他の給付制度と異なり、単に経済的給付を行うのみならず、保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導・指示を行うこととされており、生活面においても自立の助長を図ることとされている。 ○　更に、保護の実施機関は要保護者の資産・収入・健康状態を調査するため、報告の徴収や住居への立ち入り調査を行うことができる。 ○　また、被保護者には収入の一切を申告する義務や、勤労、健康の保持増進、支出の節約等、生活の維持向上に努める義務が課せられる。 ○　このように生活保護の申請は単に経済的給付を受給するのみにとどまらず、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為とは言い切れないと考えられる。 ○　本人に行為能力がなくとも意思能力がある場合については、申請者の状況から書面による申請が困難な場合等には、実施機関が必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し、署名捺印を求めるなどの援助を行っている。 ○　なお、生活保護法第81条については判断能力の不十分な者を支援することを求めた規定であり、生活保護の申請者の規定と関連を有しないと考える。 ○　また、現行でも要保護者本人の申請書を成年後見人が使者として保護の実施機関に提出することや後見人が急迫状況にある要保護者に関する情報提供を行うことは可能であり、これらに基づき、保護の実施機関の判断で保護を開始することは可能である。	申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護（生計同一でない本人以外の申請による保護・急迫時の職権保護）にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少なくないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。 また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者となれるか否かである。 後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、それのみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならない立場にある。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者（扶養義務者とその他同居親族）を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相応しい。 また、独居老人や老老・認認世帯が急増する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないか。 このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。 よって再検討を求める。	有	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保　護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。 ○　生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。 ○　成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないか。 その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が主であると考えられるため、必ずしも一身専属的な事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可能とできるのではないか。 ○　仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないか。	
218	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について，農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業分野における外国人技能実習制度について，農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には，農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。	農業には季節性があることから，積雪期の実習が難しいなど，個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは，周年に亘り，技能実習を継続することが困難となっている。 一方，黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり，「くろいし農産物等販売力強化補助金」により，農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており，これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として，技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。 しかし，現行の制度では，技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られていることから，個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず，青森県の農業分野の実習生は，農業者が行う農産物栽培研修か，農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ，しかも，1年未満で技能実習を終えざるを得ず，技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	現行制度の1実施者，1作業の受け入れ体系にとらわれることなく，技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど，互いに実習機会を融通することにより，年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	黒石市、青森県	－	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市	○　本県では、年間を通じ多種多様の農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合とが共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。 ○　本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。 ○　域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考える。	本件御提案の要旨は，技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られているところ，「個人である農業者」と「法人である農業協同組合等」が共同で技能実習を実施することができるように規制緩和を求めるということである。そもそも複数の法人による共同での技能実習を認めている趣旨は，当該複数の法人が親子関係・同一の親会社を持つ子会社関係にある，あるいは相互間に密接な関係を有している場合には，その企業体としての組織力・安定性を活かして，より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られることを狙いとしているものであり，個人事業主と法人による共同の技能実習では，企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていないもの。 なお，個人である農業者が，その業務の一部を農業協同組合に委託し，当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり，地方自治体も関与する形で，御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例はあるので，参考にしていただきたい。	○「個人事業主と法人による共同の技能実習では，企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていない」との回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。 ○回答の「個人である農業者が，その業務の一部を農業協同組合に委託し，当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり，地方自治体も関与する形で，御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。	－	【千葉県】 農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。 【香川県】 ＪＡが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人に関して，当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を，地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ，また，地方公共団体からの情報提供の要請に対し，地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて，入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については，当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが，本人が資料を用意できなかったり，提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。 ○厚生労働省の通知によれば，切迫した状況にない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は，申請を却下しても差し支えないとされているが，外国人に対する生活保護の支給は，あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており，生活保護支給の対象となる外国人は，適法に日本に滞在し，活動に制限を受けない永住，定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると，在留資格取得時の資産状況等と生活に困窮している現状の双方を総合的に勘案して，支給の要否を決定する必要があると考えている。 ○このため， ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が，「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。 ・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどがないこと。 などを確認したいと考えているが，現行の法規定では，当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず，適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。	入国後間もない外国人から生活保護の申請があった場合に，適切な支給手続きを行うことができる。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて（平成23年8月17日 社援保発0817第1号）	法務省、厚生労働省	千葉市	－	長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市	－	当局が保有する個人情報の提供を求める照会については，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づき個別に提供の可否を判断しているところ，貴市からの要望については，同法第8条第2項第3号を根拠として，照会に対し，既に適切に対応できていると考えている。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号は，情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが，外国人に対する生活保護の措置は，昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した，「外国人は法の適用対象とならないが，当分の間，生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため，「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため，「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は，矛盾している。 また，地方公共団体が，当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには，支障事例に記載したとおり，当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない，あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに，提出された資料に漏れなどがないかを確認する必要がある。しかし，現行制度下では，必要な資料を確実に入手する方法が存在せず，適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから，本提案に至ったものであり，厚生労働省には，自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては，積極的に策を講じるべきであると考える。 なお，生活保護法第29条第2項では，特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが，外国人に対する生活保護が，上記のとおり生活保護法による措置でないことから，本提案においては，生活保護法第29条第2項の改正ではない形の措置を求めている。	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。		
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し（管理責任者指定規定の創設）	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には当人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化（市から相続関係の教示を行うことも含む。）されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	－	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○　空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するとあるのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○　当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○　空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○　相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない（できない）状態で、放置されてしまっている。 ○　当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多いように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようになれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○　当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。 ○　当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○　法定相続人が複数存在する場合は，当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており，承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり，また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど，親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが，時間や労力を費やしているところであり，代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 ○　問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。 ○　状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が酷くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 ○　個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○　当市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。 ○　住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の間で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ（また相続財産の管理については、「相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない」とされ）、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。	本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。 地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。	－	－	－	【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。	○　地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる（義務づける）仕組みを検討すべきではないか。 ○　また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。	
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置（国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等）や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事案も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	－	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	○　本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成（3～6ヶ月）、行方不明者の調査（3～6ヶ月）、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等（6ヶ月程度）を行っている。所有者（相続人）の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。 ○　本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。（現在手続き中） ○　道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地があり。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○　相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。 ○　市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が檀家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。 ○　急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票（除票）、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地（村）、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主（共に氏名が同じ）である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。 ○　河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間（平成22年6月1日以前は80年間）の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。 ○　道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間（平成22年6月1日以前は80年間）の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。 ○　本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。 ・　土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・　不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・　不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・　所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的事業の利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。 ○　都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考える。これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考える。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。	所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	